

計議第341号議案

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の変更(京都市決定)

(京都橘大学地区地区計画)

令和5年8月
京都市

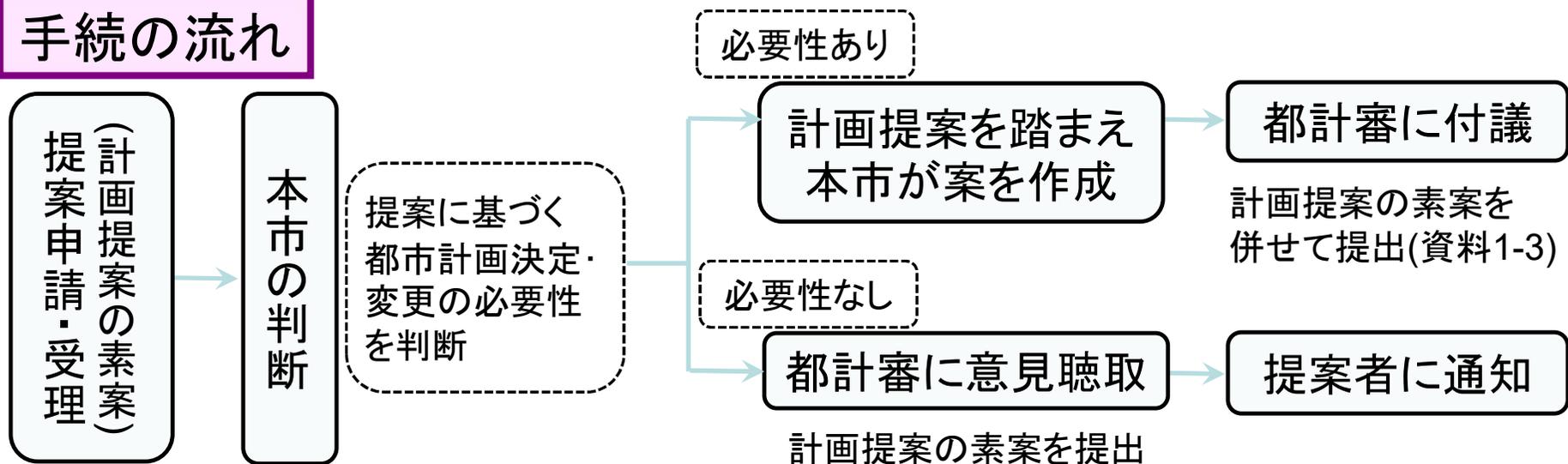
1 都市計画提案制度とは

制度概要

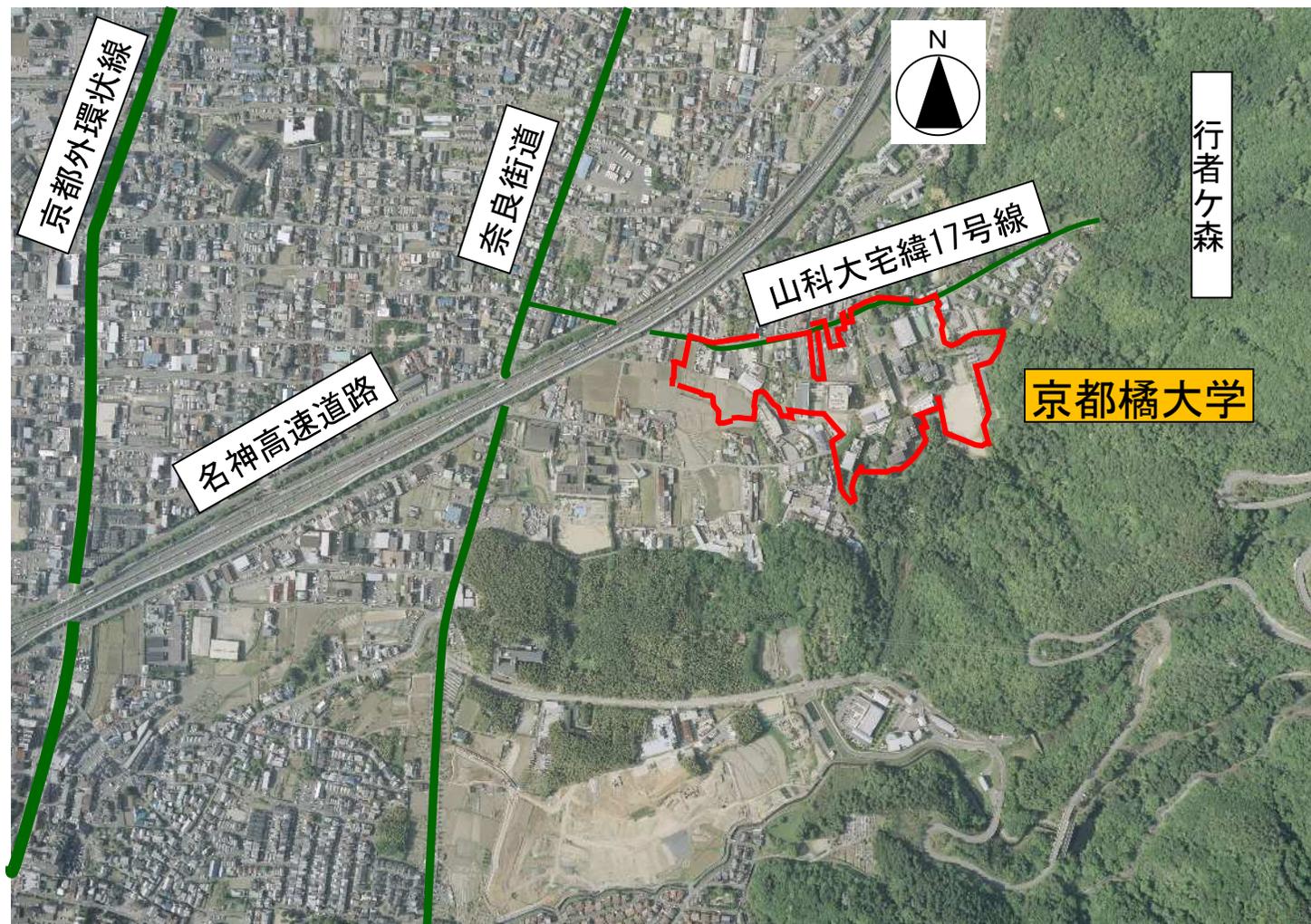
■ 住民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけではなく、より主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とする制度として、平成15年に創設。

一定規模以上の土地の区域について、まちづくりに関心のある土地所有者やまちづくりNPOなどの幅広い地域の関係者が、都市計画を決定する主体である都道府県又は市町村に対し、その発意に基づく都市計画の案を提案できる制度です。

手続の流れ

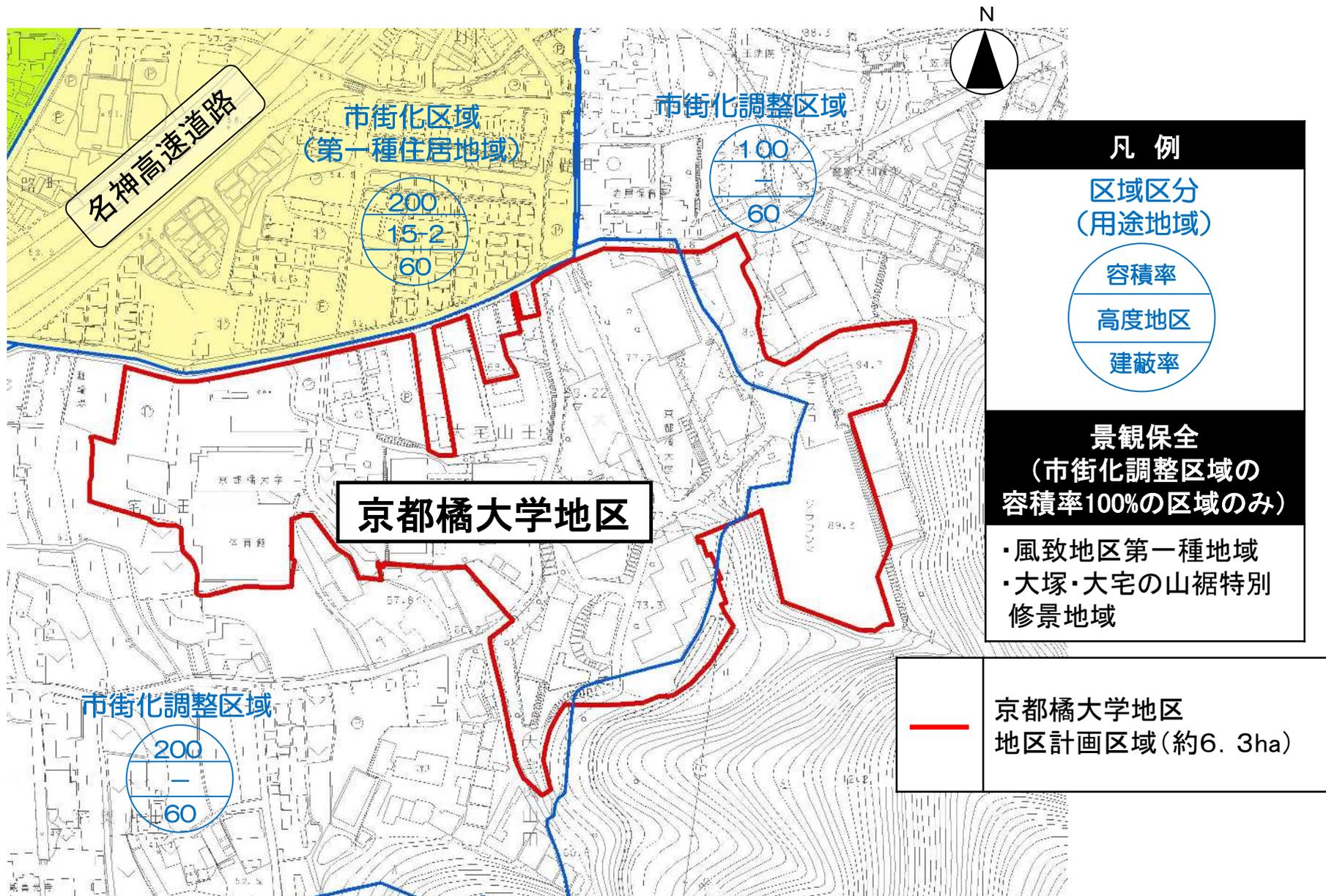


2 地区の概要



- ・ 京都橘大学地区 約6.3 ha
- ・ 山科盆地の東麓部に位置し、緑豊かな行者ヶ森を背景に、住宅市街地に隣接したキャンパス

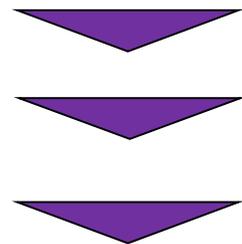
3 現在の都市計画の概要



4 京都橘大学のこれまでの主な経過

昭和42年（1967年）

現在の場所で橘女子大学が開学



昭和46年（1971年）

本地区が市街化調整区域に
指定



開学当時の大学（校舎は現存しない）

平成17年（2005年）

京都橘大学に改称、男女共学の
総合大学へ



令和元年（2019年）

地区計画の策定



令和5年（2023年）現在

9学部15学科、約6千人規模の総合大学に



現キャンパスを北側から望む

5 京都橘大学の都市計画提案の概要

第3次マスタープラン（令和5年度～）の概要

- ・ 『より良い学びや経験を提供し、学生・生徒・園児等が触れる世界を変える』『これまでにない新たな価値を提供し、人々が住む世界をより良い世界に変える』ことをめざす。
- ・ 国が提唱する成長分野に基づき、**社会ニーズを捉えた教学展開・人材輩出に向けた改革**を中心として置く。

学部学科を新設

- ・ デジタルメディア系学科、ロボティクス系学科、臨床工学系学科 等
- ・ 入学定員が増加 1,631名(R5年度) → 1,871名(R8年度)

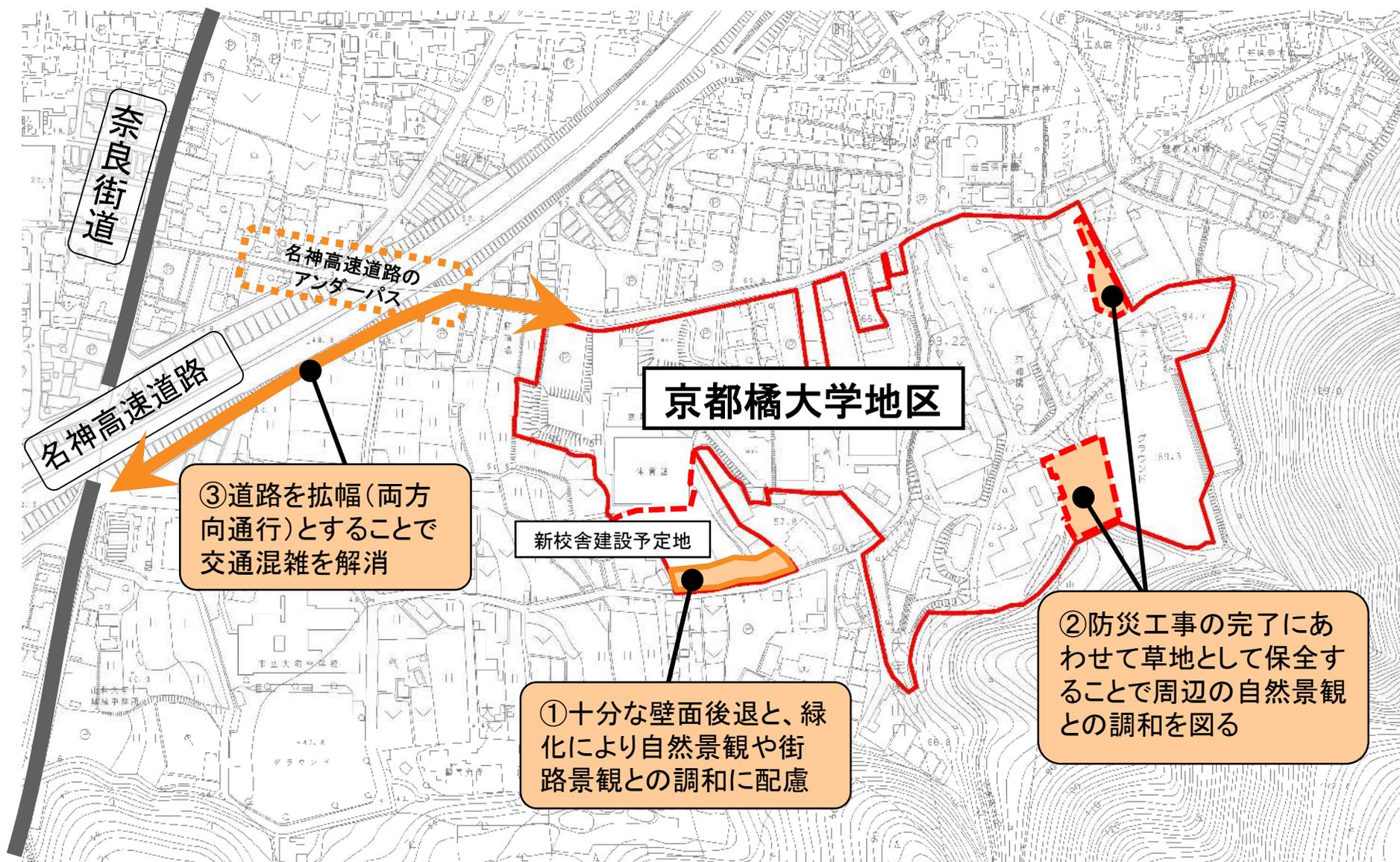
新学部・学科のための校舎規模

- ①デジタルメディア系学科：コンピュータールーム等 2,070㎡
- ②ロボティクス系学科：CAD製図室等 1,920㎡
- ③臨床工学系学科：臨床工学実習室等 910㎡
- ④授業運営に必要な普通教室 1,800㎡
- ⑤その他施設 3,100㎡

施設計画案

延床面積
約10,000㎡
建築面積
約 1,250㎡
地上7階/地下1階

5 京都橘大学の都市計画提案の概要



6 本市の施策における位置付け

大学のまち京都・学生のまち京都推進計画

大学施設整備の支援・誘導

- ・各大学の個性をいかした施設整備に対する総合的な支援を実施

京都市都市計画マスタープラン

京都の魅力を高める土地利用

- ・学術研究機能の高度化を伴う整備計画への支援

みどり豊かな地域における土地利用

- ・自然景観の維持、保全

京都市市街化調整区域における地区計画運用基準

地域が有する自然的環境を保全しつつ、大学のまちとしての土地利用を誘導し、学術研究機能及び交流機能等の充実をもって、地域の振興を図る

上記の施策方針から、
提案に基づいた都市計画の見直しが必要と判断

7 地区計画の目標・方針について

地区計画の目標

変更なし

- 周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

変更なし

- 地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献する。
- 樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。

7 地区計画の目標・方針について

区域の整備、開発及び保全に関する方針

(2) 地区施設の整備の方針 **変更なし**

- 施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。
- 災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。

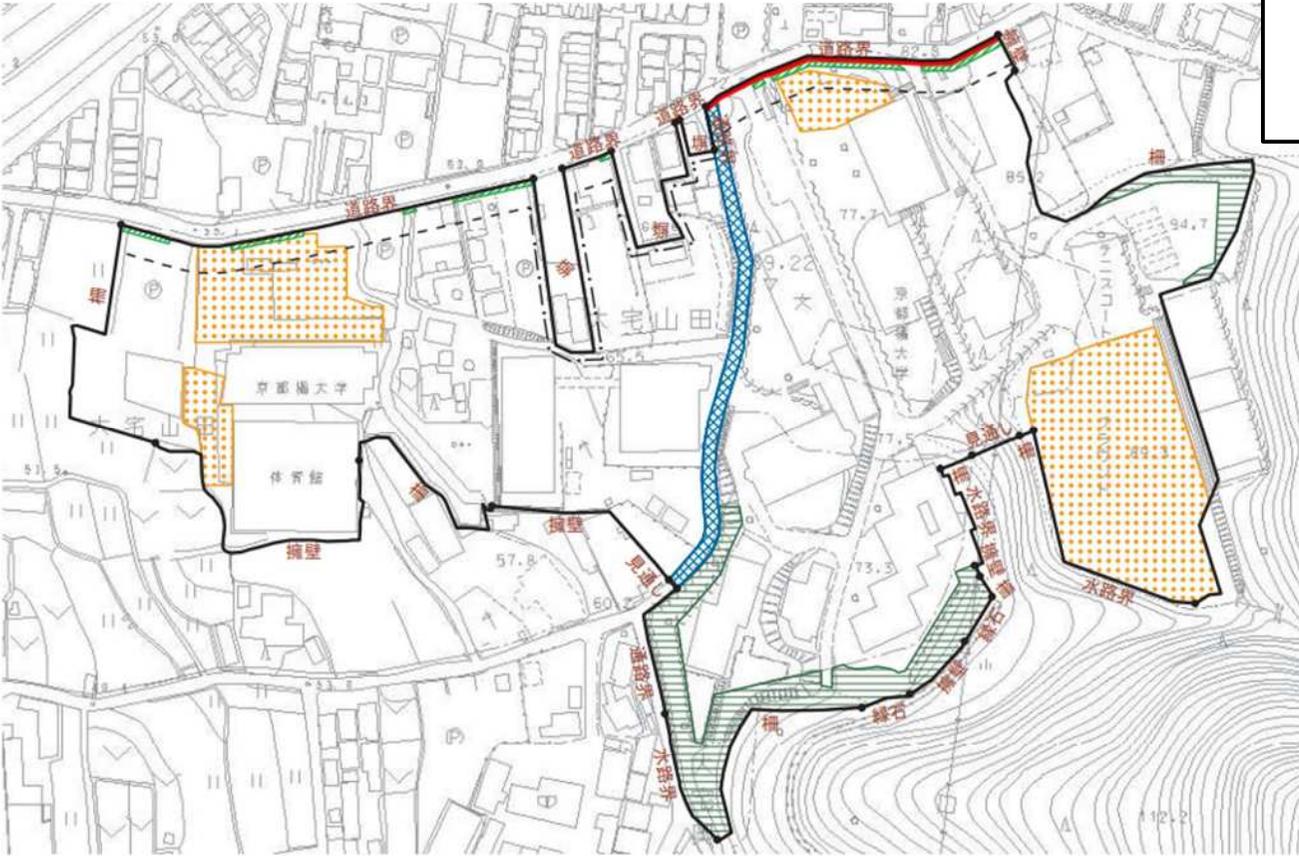
(3) 建築物等の整備の方針 **変更なし**

- 建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建蔽率や高さの最高限度等、建築物の制限を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。

8 地区整備計画(現在定められているルール)

地区整備計画

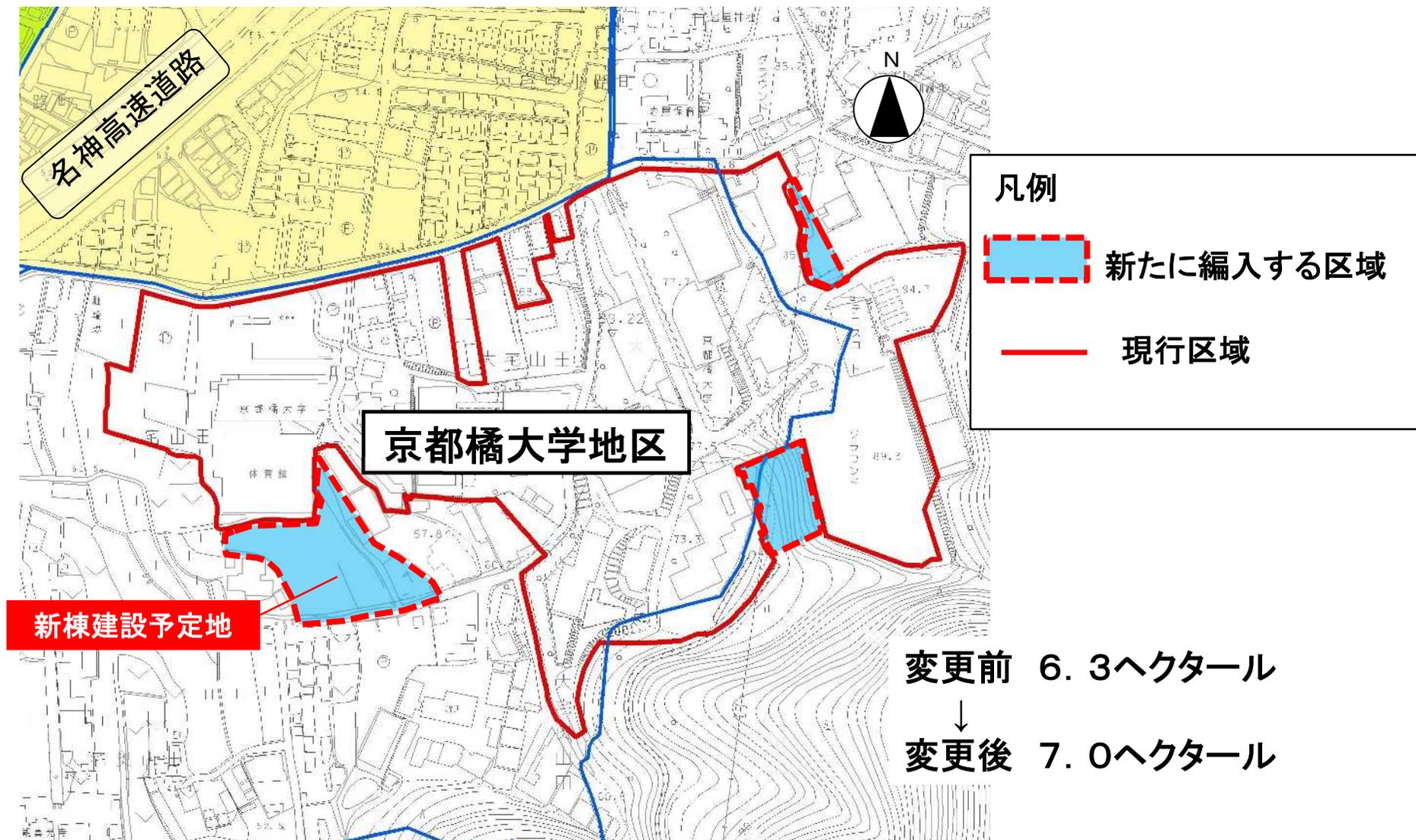
現在のルール



- ①地区施設
 - 地区施設(道路)
 - 地区施設(緑地)
 - 地区施設(広場)
 - 地区施設(構内通路)
- ②用途 大学関連施設に限定
- ③容積率 150%
- ④建蔽率 35%
- ⑤高さ 31m
- ⑥壁面の位置の制限
 - - - 壁面の位置の制限(10m)
 - · - · 壁面の位置の制限(3m)
- ⑦樹林地又は草地
 - 樹林地又は草地

9 地区計画の範囲の拡大

〈地区計画の範囲〉



10 地区整備計画(新たに定めるルール)

地区整備計画

新たに定めるルール

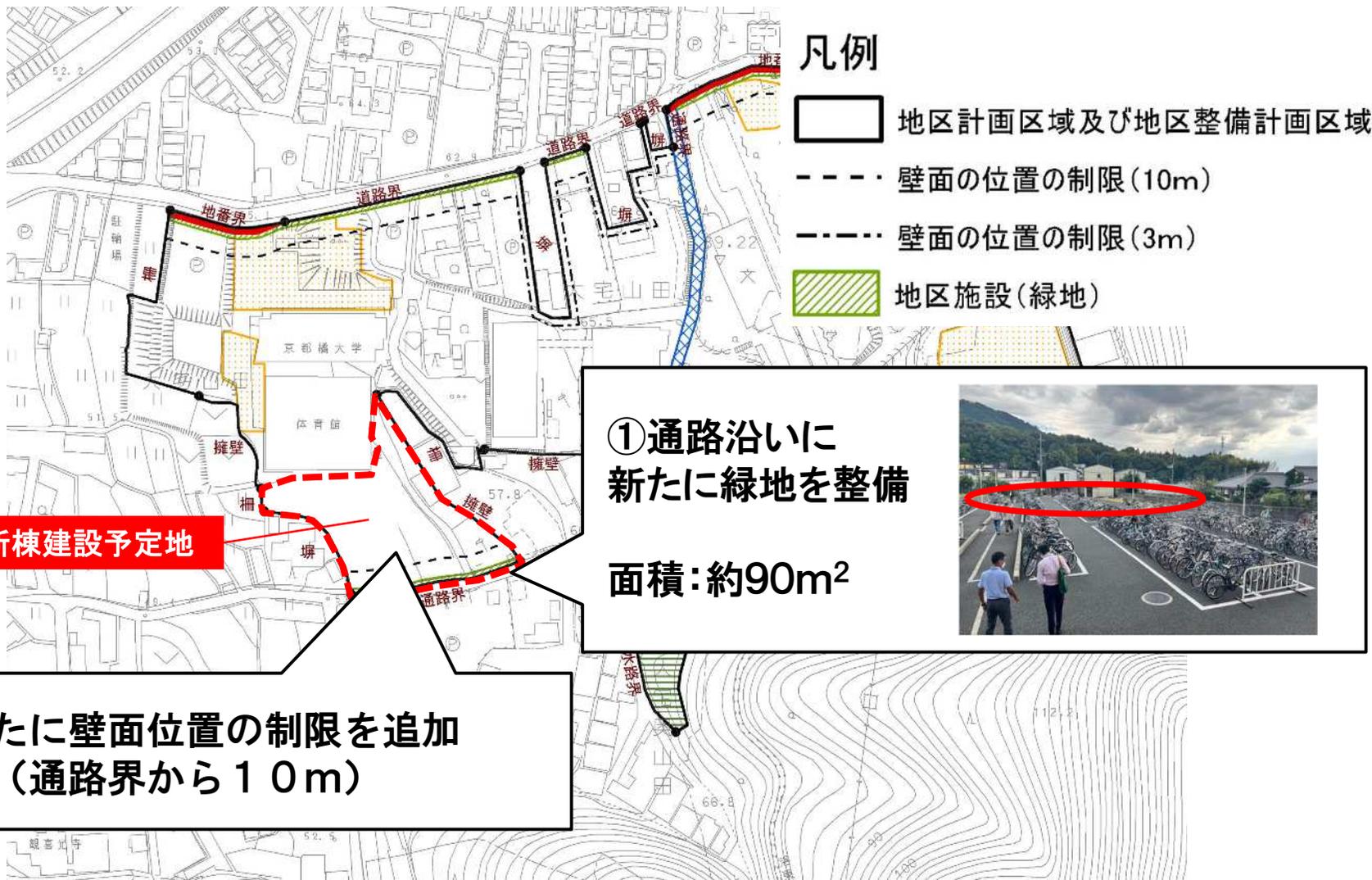
ルールの種類	現行区域に現在定められているルール	今回編入する区域に新たに定めるルール
①地区施設の配置及び規模	道路1ヶ所、緑地1ヶ所等	道路沿いに緑地を設置
②用途の制限	大学関連の用途に限定	現行区域と同じルールを設定
③容積率の最高限度	150%	//
④建蔽率の最高限度	35%	//
⑤高さの最高限度	31m	//
⑥壁面の位置の制限	通路界から3m又は10m	通路界から10m
⑦樹林地又は草地の保全	樹林地や草地を保全	新たに保全区域として2箇所追加

※⑧現行区域において、新たに道路1ヶ所を地区施設に位置付け

11 地区整備計画(新棟建設予定地)

新棟建設予定地

 区域編入部分



12 地区整備計画(その他の変更)

新棟建設予定地以外

 区域編入部分

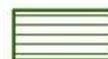
⑧新たに道路を拡幅
幅員：2.5m
延長：約50m

⑦新たに樹林地又は
草地として保全
する区域を追加

新棟建設予定地

凡例

 地区計画区域及び
地区整備計画区域

 樹林地又は草地

 地区施設(道路)

樹林地又は草地の区域には、建築物その他の
工作物を建築、築造又は設置してはならない。